

恵庭市週休2日モデル工事試行要領

[令和5年4月1日制定]

(趣旨)

第1条 この要領は、昨今、建設業界において、担い手不足が懸念され、若手の技術者及び技能労働者（以下、「若年技術者等」という。）の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保等による働き方改革の実現が求められているため、建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題及び問題点を把握するためモデル工事を試行することに関し、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、土日、祝日に関わらず4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。（年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）を除く。）
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

《現場閉所率の算定方法》

$$K(\%) = A / (B - C)$$

※K：現場閉所率（%）

A：現場閉所日数（ただし夏期休暇3日間及び年末年始6日間の期間分を除く。）

B：週休2日確認対象期間日数（工事着手日から工事完成日までの期間）

C：Bのうち、夏期休暇3日間及び年末年始6日間と重複する日数

(対象工事)

第3条 試行の対象とする工事は、市長が週休2日による工期設定を行った工事（準備・後片付け期間及び不稼働日（休日、降雨・降雪日その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものに限る。）とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、工期末に制限のある工事等週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注方式は、受注者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができるものとする。

(実施における留意事項)

第5条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保及び入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施に当たっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

- 2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績評定において減点等の措置は行わない。
- 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休日を休日とすることもできるものとする。
- 4 受注者は、地元対応、コンクリート打設後の養生期間、緊急対応等やむを得ない場合は、監督員と協議の上、振替休日等により休日を取得することができるものとする。
- 5 現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- 6 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取り又

は受注者からの現場閉所実績が記載された工程表、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等の提示により確認を行うものとする。

7 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日等に休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

8 週休2日モデル工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更(4週8休未満の場合)により経費を補正する。

【工事の補正対象経費】

土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費

営繕工事：労務費

9 週休2日の履行が確認できたモデル工事は、工事成績評価において加点評価を行う。

(その他)

第6条 受注者は、モデル工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

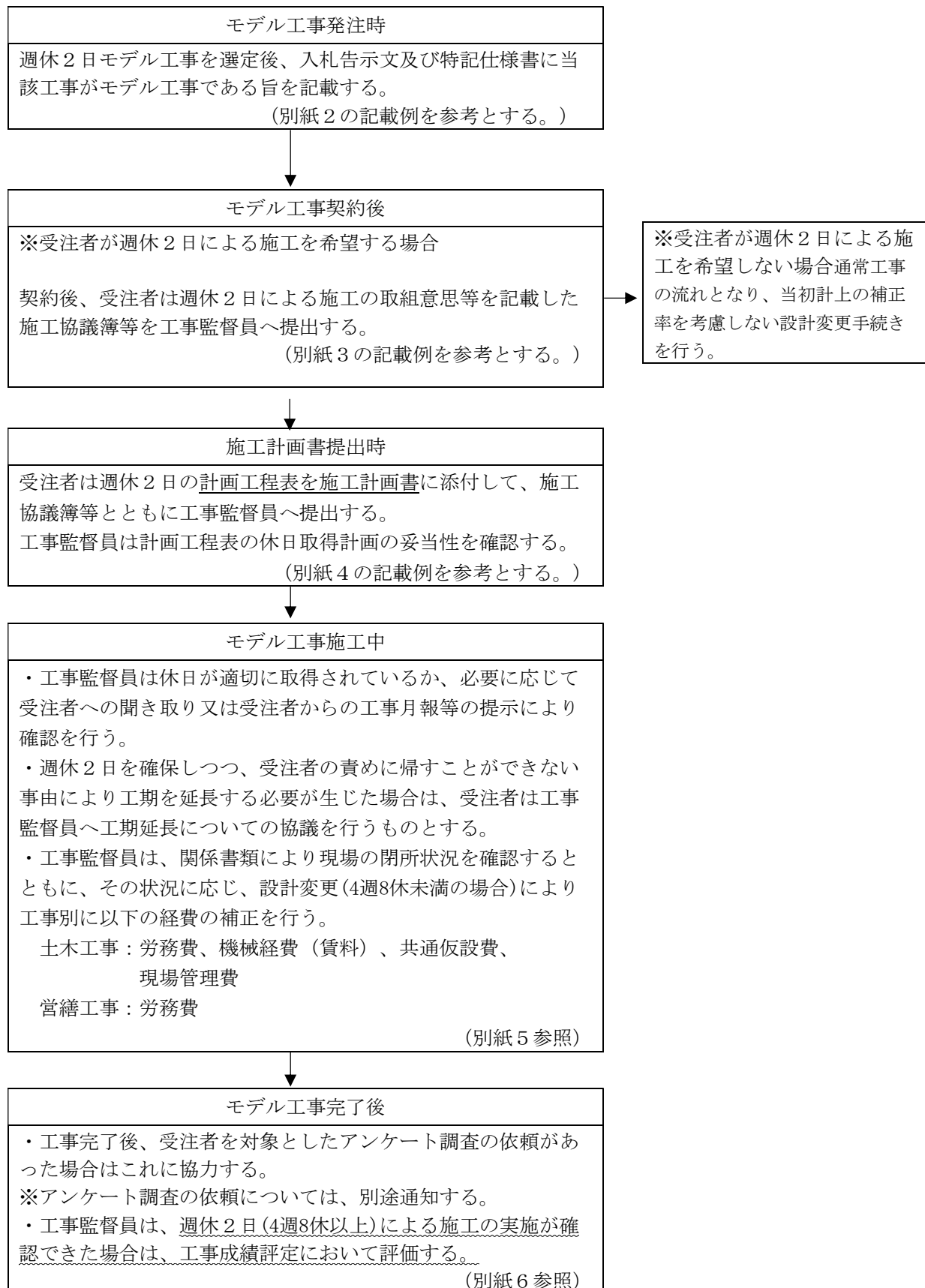
附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する

モデル工事実施フロー



1 告示別表の記載例

告示別表に以下事項を記載すること。

「13 注意事項」に以下を追記する。

本工事は、「週休2日モデル工事」の対象工事である。

受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

○ 週休2日モデル工事の実施について

- 1 本工事は、「週休2日モデル工事」の対象工事である。
- 2 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- 3 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。
対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
- 4 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を関係書類（現場閉所実績が記載された工程表、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等により発注者へ報告する。
- 8 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- 9 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は現場の閉鎖状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に乗じる設計変更を行う（営繕工事は労務費のみ）。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じる。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。
 - 1) 現場の閉所状況
 - ① 4週8休以上
現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合
 - ② 4週7休以上4週8休未満
現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合
 - ③ 4週6休以上4週7休未満
現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合

2) 補正方法

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は履行状況に応じて各経費を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、補正係数を除した変更を行うものとする。

週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて補正係数を除した変更を行うものとする。

10 「週休2日モデル工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

11 その他の事項については、恵庭市週休2日モデル工事試行要領によるものとする。

記載例

工 事 施 工 協 議 簿

[指示 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 確認]

契約後打合せ時

工事名	〇〇線舗装新設工事	発注者	監督員	
		印		
業者名	(株) 〇〇建設	受注者	現場 代理人	主任 技術者
		印		
協議年月日	年 月 日	印		
記載者	内 容			
協 議 事 項	現 場 代 理 人 〇〇			
		週休 2 日モデル工事について協議します。		
		例 1) 当工事において、週休 2 日による施工を希望します。		
		例 2) 当工事において、週休 2 日による施工は実施しません。		
合 意 事 項	監 督 員 〇〇			
		例 1) 了解しました。		
		週休 2 日による施工を実施して下さい。		
		また、週休 2 日の計画工程表を提出願います。		
		例 2) 了解しました。		
		労働基準法第 3 2 条 (労働時間の原則) 及び第 3 5 条 (休日) を		
		順守の上、工事を進めて下さい。		

記載例

工 事 施 工 協 議 簿

[指示 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 確認]

計画工程表受理時

工事名	〇〇線舗装新設工事	発注者	監督員	
		印		
業者名	(株) 〇〇建設	受注者	現場 代理人	主任 技術者
		印		
協議年月日	年 月 日	印		
記載者	内 容			
協 議 事 項	現 場 代 理 人 〇〇			
		前回打合せ時に協議した、週休2日の計画工程表を提出します。		
合 意 事 項	監 督 員 〇〇			
		例1) 計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。		
		なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。		
		例2) 計画工程表の内容を確認しましたが、極端に偏った現場閉所日となっているため、均衡の取れた閉所日になるよう調整をお願いします。		
		ます。		
		(計画工程表については再提出をお願いします。)		

週休 2 日モデル工事の経費の補正について

週休 2 日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。
計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休 2 日を実施する工事については、現場閉所率を算出し、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

現場の閉所状況と、閉所状況ごとの各経費補正率は以下のとおり。

<現場の閉所状況>

- ① 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合

- ② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

現場閉所率が 25.0%（7 日/28 日）以上 28.5%（8 日/28 日）未満の場合

- ③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満

現場閉所率が 21.4%（6 日/28 日）以上 25.0%（7 日/28 日）未満の場合

<補正係数>

	現場の閉所状況		
	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
労務費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 6

<補正対象経費>土木工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費
営繕工事：労務費、

<市場単価の補正係数>土木工事は資料 1、営繕工事は資料 2 による。

2 補正方法

受注者希望型

- ① 当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて協議が整った工事は、現場の閉所状況に応じて、4 週 8 休に満たない場合は設計変更にて上記補正を行う。

- ② ただし、4 週 6 休に満たないもの及び、工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、補正係数を除した変更を行うものとする。

週休 2 日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて補正係数を除した変更を行うものとする。

週休 2 日モデル工事における工事成績評定の取り扱いについて

工事監督員は、受注者が週休 2 日の施工を希望し、これの履行が確認できた場合は、工事成績評定において加点評価を行うこととする。

工事監督員は以下の手順により評定を行うこと。

【成績評定における加点項目】

記載例(土木工事)

共通・主任又は総括監督員用

様式－4 K⑤（土木用）

「8. その他」

措置内容欄に「週休 2 日の確保を行った」と記載し、加点評価（プラス1 点）を行う。

評価項目	措置内容	点 数	該当	
8. その他	週休 2 日の確保を行った	1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 項目該当なし
評定点		1		

評価の理由を記載して、
加点1点とする

8. その他の評価は各工事の契約における減点の措置に適用する。
(例、総合評価入札において、工事の施工段階において、施工計画の内容を履行しなかった場合のペナルティー)

記載例(営繕工事)

総括監督員用

「8.その他」

チェックし加点1点とする

8. その他	<input checked="" type="checkbox"/> 1点	総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等 週休2日モデル工事による加点
① 施行計画審査タイプ		
・ 簡易な施工計画の不履行による減点(10点を超える場合は10点とする。)		
$\text{減点数} = 10 \times (\text{入札時のチェック数} - \text{施工後のチェック数}) \div (\text{入札時のチェック数}) < \text{小数点以下第1位四捨五入}>$		
※ 明らかに不履行が認められる場合に減点することとし、不履行の原因が自然災害によること等、受注者の責によらない場合は減点しない。		
・ 配置技術者の交代に係る減点(減点数は3点とする。)		
※ 交代した主任(監理)技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に減点を行う。なお、技術者の交代の理由が死亡や健康上の理由、退職等やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。		
・ 地域社会貢献活動(計画)の不履行による減点(1項目あたり一律5点減点)		
※ 提案のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。なお、計画が履行された場合であっても、当該工事のイメージアップ経費により実施された場合は、不履行と見なして減点する。		
② 施工実績審査タイプ		
※ 施工計画審査タイプと同様		
③ 週休2日モデル		
※ 週休2日モデル工事において、週休2日を確保した(加点数1点)		

週休2日モデル工事における市場単価等の補正について(土木工事)

土木工事における市場単価の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について(施行)」(令和3年2月19日付国技建管第9号)に従い、次のとおりとする。

＜土木工事の市場単価補正係数一覧＞

※下の一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから、補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。

なお、市場単価の補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

<下水道（管路）市場単価補正係数一覧>

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。
なお、市場単価の補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

週休2日モデル工事における市場単価等の補正について（営繕工事）

営繕工事における市場単価、補正市場単価および物価資料の掲載価格の補正については、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法の運用について（改定）」（令和2年6月23日付国営積第4号）に従い、次のとおりとする。

市場単価と補正市場単価は、課長通達の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A-1、表E-1及びM-1の「市場単価および補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

<表A-2 建築工事の補正率>

工 種	摘 要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

<表E-2 電気設備工事の補正率>

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

<表M-2 機械設備工事の補正率>

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21